

指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

施 設 名	瀬戸大橋記念公園	所在地	坂出市番の州緑町6－13外
設置目的	瀬戸大橋架橋の意義を後世に伝えるとともに、都市公園として県民にレクリエーションや憩いの場を提供する。		
規 模	22.5ha	設置年月日	北側区域：昭和63年11月 一部供用開始 平成3年6月 全面供用開始 南側区域：平成15年11月 一部供用開始 平成16年4月 全面供用開始

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	公益財団法人瀬戸大橋記念公園管理協会	指定期間	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
委託業務の内容	①施設の維持管理に関すること ②施設の利用の許可に関すること ③利用料金の収受に関すること ④その他施設管理に必要な事項	県からの委託料	令和4年度 153,128,000円 令和5年度 150,125,720円 令和6年度 144,108,671円 令和7年度 156,842,659円 令和8年度 168,353,359円
導入効果	①経費の節減 直営と比べ、令和7年度において約18百万円の経費削減となっており、管理費用の大幅な節減を実現している。 ②施設管理、法令等の遵守 従前の管理基準や仕様書に定める水準を実施 ③サービス水準の維持・向上 積極的な広報活動による知名度向上 ミュージアムショップ内の瀬戸大橋関連グッズ及び地場産品の商品拡充と多様な決済手段への対応による利便性向上。		

3 管理運営方法の見直し等の結果

今後の管理形態	指定管理
理 由	①管理・運営経費の比較 直営に戻すより、指定管理者制度を継続するほうが、管理経費は少額となる。 ②事業の実施内容及びサービス水準の維持向上 上記のとおり、従前の管理水準や仕様書等に定める水準を維持しており、積極的な広報活動や施設の特性を活かした事業実施により、高いサービス水準と利用者数を維持している。

指定管理者制度を更新する場合

選定方法	公募
非公募の場合、その理由	